

証券コード 6181
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目20番3号
タメニー株式会社
代表取締役社長 伊東 大輔

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://tameny.jp/ir/event/shareholders/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タメニー」又は「コード」に当社証券コード「6181」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 2026年6月24日（水曜日）午後2時00分
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場所 東京都港区六本木一丁目9-9
六本木ファーストビル14階会議室
※ 2026年4月に本社機能を東京都港区に移転しましたので、本年より株主総会の開催場所を変更することといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第22期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件①（本店所在地の変更）
第2号議案 定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 剰余金処分の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権の行使等についてのご案内）
 - (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
 - ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。また、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに接続し、議決権行使を行うことも可能です。
（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。）
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② インターネットによる議決権行使は、2026年6月23日（火曜日）午後6時30分まで受け付けいたします。
- (3) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (6) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- (7) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面又は電磁的方法により当社へご通知ください。

5. 交付書面省略事項のご案内

次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

事業報告

- ・主要な営業所
- ・従業員の状況
- ・主要な借入先の状況
- ・株式の状況
- ・新株予約権等の状況
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

以 上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当期の経営成績等の概況

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念と、「創造する力とおもいやり、おもてなしで、人々の心を満たし、活力ある社会の実現を支えます。」という存在意義（パーパス）のもと、婚活事業、カジュアルウェディング事業、地方創生/QOL（Quality of life）事業を展開しています。

2026年3月期（以下、「当期」）については、カジュアルウェディング事業及び地方創生/QOL事業が好調に推移し、売上高は6,036百万円（前期比2.2%増）、営業利益は81百万円（前期は営業損失56百万円）となりました。また、営業外費用に支払利息49百万円等を計上したことで経常利益は32百万円（同 経常損失99百万円）、特別損失に減損損失291百万円（婚活事業に係る固定資産の減損処理等）及び移転損失引当金繰入額17百万円を計上したことで当期純損失は220百万円（同 当期純損失848百万円）となりました。

なお、当期末の純資産は、2025年8月及び2026年3月に第三者割当増資を実施したことで1,134百万円となりました。

当社の報告セグメントごとの概況は次のとおりです。

(婚活事業)

婚活事業については、付加価値の高い結婚相談所「パートナーエージェント」、婚活パーティー「OTOCON」、マッチングプラットフォーム「CONNECT-ship」等を展開しています。

当期は、結婚相談所の新規入会者数や在籍会員数が想定を下回り推移するなか、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社および株式会社IBJと資本業務提携を締結し、事業全体の抜本的な見直しに着手しました。これにより、今後は集客、営業、サービス品質のいずれも改善が進展していく見込みであります。また、移行期となる当期の売上高は1,935百万円（前期比7.3%減）となりました。また、営業利益は拠点統合および移転に伴う減価償却費の一時的な増加もあり200百万円（同39.2%減）となりました。

<同事業の主要指標>

	2025年3月期	2026年3月期		
	通期	通期	前期増減	前期比
新規入会者数	3,765名	3,387名	-378名	-10.0%
成婚退会者数	1,566名	1,382名	-184名	-11.7%
成婚率	20.1%	18.7%	-1.4pt	-
在籍会員数（期末）	7,502名	7,450名	-52名	-0.7%
パーティー開催数	2,918回	4,121回	+1,203回	+41.2%
パーティー参加者数	30,602名	42,048名	+11,446名	+37.4%
CONNECT-ship 利用会員数（期末）	25,701名	20,843名	-4,858名	-18.9%
CONNECT-ship お見合い成立件数	196,681件	148,556件	-48,125件	-24.5%
CONNECT-ship 利用事業者数	12社	12社	-	-

- (注) 1. 成婚とは、当社のサービスを利用して知り合った会員同士が、結婚を視野に入れ交際を継続していくことをいい、当社が成婚の意向を双方の会員から確認した場合に、当該会員は成婚退会することになります。
2. 成婚率とは、在籍会員中何名の会員が成婚退会しているか、その割合を示すものです。具体的には、成婚率は毎年4月1日から翌年3月末までを計算期間とし、以下の計算式にて算出しています。
(計算式) 「年間成婚退会者数」÷「年間平均在籍会員数」
3. 成婚率は、小数点第二位を四捨五入しています。
4. 上表のCONNECT-ship利用会員数（期末）は、当社結婚相談所の利用会員数を含んでいます。

(カジュアルウェディング事業)

カジュアルウェディング事業については、挙式披露宴・少人数挙式等のプロデュースを行う「スマ婚シリーズ（施行単価 約200万円）」及び「ラフスタ（同 約100万円）」、高品質なフォトウェディングのプロデュースを行う「LUMINOUS（同 約30万円）」、結婚式二次会のプロデュースを行う「2次会くん（同 約50万円）」を展開しています。

当期は、挙式披露宴・少人数挙式等の施行件数が809件（前期比 21.8%増）と好調に推移し、また、フォトウェディングの施行件数が4,556件（同4.9%減）と前期水準を堅持しました。なお、いずれのサービスも施行単価が上昇したこともあり増収増益となりました。一方、結婚式二次会は市場の需要減少により施行件数が1,203件（同18.8%減）となりました。

これらにより、当期の売上高は3,621百万円（同5.8%増）、営業利益は303百万円（同 1,515.7%増）となりました。

<同事業の主要指標>

	2025年3月期	2026年3月期		
	通期	通期	前期増減	前期比
成約件数合計	7,639件	6,731件	-908件	-11.9%
挙式披露宴・少人数挙式等	929件	972件	+43件	+4.6%
フォトウェディング	5,121件	4,649件	-472件	-9.2%
結婚式二次会	1,589件	1,110件	-479件	-30.1%
施行件数合計	6,935件	6,568件	-367件	-5.3%
挙式披露宴・少人数挙式等	664件	809件	+145件	+21.8%
フォトウェディング	4,790件	4,556件	-234件	-4.9%
結婚式二次会	1,481件	1,203件	-278件	-18.8%

(地方創生/QOL事業)

地方創生/QOL事業については、地方自治体向け婚活支援（婚活支援システム「parms」の提供、婚活支援センターの運営、各種イベント・セミナーの開催等）と、当社顧客の生活品質向上に資するサービスの提供を行っています。

当期は、地方創生分野で積極的な受注活動により、北海道、宮城県、秋田県、茨城県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県等から各種婚活支援を受託しました。なお、次期の受注活動も好調に進捗しており、すでに北海道、北海道札幌市、愛知県、京都府、兵庫県より婚活支援センターの運営を受託しました。また、QOL分野では、保険販売の新規契約証券数が470件（前期比5.4%増）となり、併せて下半期よりエンゲージリングやマリッジリングの販売も開始しました。

これらにより、売上高は502百万円（同 18.9%増）、営業利益は84百万円（同 14.7%増）となりました。

<同事業の主要指標>

	2025年3月期	2026年3月期		
	通期	通期	前期増減	前期比
(地方創生分野)				
婚活支援システム 提供都道府県 (期末)	14都道府県・市	14都道府県・市	－	－
婚活支援センター運営 受託都道府県 (期末)	8都道府県・市	8都道府県・市	－	－
イベント・セミナー 受託件数	26件	29件	+3件	+11.5%
(QOL分野)				
QOLサイト登録者数	5.7万人	6.3万人	+0.5万人	+10.3%
QOL取り扱いサービス数	70サービス	79サービス	+9サービス	+12.9%
新規保険契約証券数	446件	470件	+24件	+5.4%

(注) 上表の婚活支援システム提供先は受注時点、婚活支援センター運営数は運営開始時点です。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は204百万円であり、セグメントごとの投資額の内訳は下記のとおりです。

セグメントの名称	投資額 (百万円)	投資の主な目的
婚 活 事 業	107	店舗改修等
カジュアルウェディング事業	27	店舗改修等
地方創生 / QOL事業	20	システム開発等
全 社 (共 通)	48	維持改善等
合 計	204	

(3) 資金調達の状況

当社は、当事業年度におきまして、第三者割当増資により2,049百万円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2023年3月期)	第 20 期 (2024年3月期)	第 21 期 (2025年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	3,988	5,598	5,909	6,036
経 常 利 益 又 経常損失 (△) は(百万円)	△114	27	△99	32
当 期 純 利 益 又 当期純損失 (△) は(百万円)	△804	3	△848	△220
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 又 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 金 額 (△) は (円)	△32.19	0.13	△32.25	△7.37
総 資 産(百万円)	5,022	4,858	3,589	5,108
純 資 産(百万円)	145	149	△694	1,134
1株当たり純資産額 (円)	5.55	5.69	△26.39	25.22

- (注) 1. 1株当たり当期純損失金額(△)は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 第20期より事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの4期分を記載しております。

(9) 親会社及び重要な子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
AIフュージョンキャピタルグループ株式会社	591百万円	40.00%	資本業務提携

- ※ 上記事項は、2026年3月31日時点の情報です。
- ※ AIフュージョンキャピタルグループ株式会社（以下、「AIFCG社」といいます。）は、2025年8月25日に当社株式5,140,000株を、2026年3月27日に当社株式12,848,000株を取得いたしました。これによりAIFCG社は、当社の総株主等の議決権に対する割合が40%を超えました。また、AIFCG社は、2026年2月25日に当社との間で締結した総数引受契約において、当社の取締役の過半数を指名する権利を有することとされており、これらの事情により、AIFCG社は、新たに当社の親会社となりました。
- ※ 当社とAIFCG社は、2025年8月8日付で資本業務提携契約を締結しており、当該契約において、当社が株式の発行等を行う場合には事前にAIFCG社の同意を要することとしております。
- ※ 当社は、2026年4月1日付で親会社であるAIFCG社と経営指導契約を締結しております。当該契約は、AIFCG社が当社に対して経営指導を行い当社がAIFCG社に対してその対価を支払うものです。当該経営指導契約の締結にあたっては、対価の額及び取引条件について、市場実勢を勘案し、他の取引条件と同等の水準となるよう検討した上で、AIFCG社とも協議の上、決定しております。また、当社取締役会は、これらの取引条件を把握した上で、当社の利益を害するものではないと判断しております。なお、取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なるものではありません。

② 重要な子会社の状況

当社は重要な子会社を有しておらず、該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

① 市場環境について

婚活及びウェディング業界は、人々の価値観の多様化等を背景にその構造が大きく変わりつつあります。特に、成婚に至る過程では、成婚者の約15%が婚活支援サービスを利用し成婚を実現する時代となりました。また、成婚後は従来の挙式披露宴を実施しない層が増加し、その受け皿とし

てカジュアルウェディング（カジュアルな挙式披露宴、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウェディング）が広がりを見せております。

こうした中、当社の婚活事業では、高付加価値な結婚相談所を起点に、多様化するニーズに応えるべく、婚活パーティーやマッチングアプリ等の幅広い婚活サービスを展開しております。また、カジュアルウェディング事業では、商品ラインアップの拡充や品質向上を進め、カジュアルウェディング及び結婚式二次会の全顧客ニーズに対応する体制を整備しております。

② システムの管理体制について

当社が運営する事業のうち婚活事業ではお客様の個人情報をお預かりすることから、当社ウェブサイト、会員情報及び課金情報を主に扱う基幹システムのセキュリティ管理体制の構築・維持が重要となります。

お客様に安心してサービスを利用していただくため、現在当社では、プライバシーマーク、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム／ISO27001）の認証を受けておりますが、今後も引き続き、個人情報の保護も含め市場が求めるセキュリティレベルを充足しつつ、顧客視点に立ったシステム整備を進められるように継続的に取り組んでまいります。

③ 人材の確保及び育成について

当社は、事業展開や企業規模の拡大に伴い、適切な時期に優秀な人材を採用・教育し、配置することが必要であると認識しております。とくに、当社が提供する結婚相手紹介サービスにおける入会勧奨や活動支援、カジュアルウェディング関連サービスにおけるカウンセリングやプロデュースといったサービス提供を担当する社員の採用・教育は、高品質なサービスを提供するために重要であると考えております。

このため、当社では、優秀な人材の計画的な採用に努めるとともに、教育研修制度や人事評価制度、労働環境を整備し、優秀な人材の育成及び確保のための体制づくりを進めております。

(11) **主要な事業内容**（2026年3月31日現在）

事業区分	主要なサービスの内容
婚活事業	付加価値の高い結婚相談所の運営、 婚活パーティーの企画開発及び運営、 オンライン婚活サービス（アプリ完結型結婚相談所等）の企画開発及び運営、 婚活事業者間の相互会員紹介プラットフォームの展開等
カジュアルウェディング事業	カジュアルな挙式披露宴、少人数挙式、 挙式お披露目パーティー、フォトウェディング、 結婚式二次会のプロデュース等
地方創生／QOL (Quality of life) 事業	地方自治体向け婚活支援（婚活支援システムの提供、 婚活支援センターの運営、各種イベント・セミナーの開催等）、 当社顧客の生活品質向上に資するサービス（保険販売、金融・不動産紹介等）の提供等

(12) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 東 大 輔	タメニーエージェンシー株式会社 代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 壮 悟	当社事業統括本部 統括本部長
取 締 役	澤 田 大 輔	AIフュージョンキャピタルグループ 株式会社 代表取締役社長 株式会社DSG1 代表取締役 ミライドア株式会社 代表取締役会長 兼 社長 株式会社ショーケース 代表取締役会長 株式会社河合青果 代表取締役会長 Reyuu Japan株式会社 社外取締役 名古屋青果物信用組合 副理事長
取 締 役	松 本 高 一	AIフュージョンキャピタルグループ 株式会社 取締役副社長 株式会社ショーケース 代表取締役社長 株式会社アツピア 代表取締役 株式会社ラバブルマーケティング グループ 取締役 株式会社TOKYO BASE 社外取締役 (監査等委員) Reyuu Japan株式会社 社外取締役 株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役
取 締 役	横 川 泰 之	株式会社IBJ 常務取締役 株式会社IBJ 営業本部統括 株式会社IBJ 加盟店本部統括 株式会社オーネット 社外取締役

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	常 見 哲 明	株式会社IBJ 執行役員 株式会社IBJ ウエディング事業部統括 株式会社IBJ FP事業部統括 IBJファイナンシャルアドバイザー 株式会社代表取締役社長 株式会社ZWEI 社外取締役 株式会社サンマリエ 社外取締役 株式会社awesome 取締役 株式会社セルフフィット 取締役
取 締 役	中 畑 裕 子	サスティナシード株式会社 代表取締役社長 株式会社ナック社外取締役 株式会社プラン・ドウ社外取締役
常 勤 監 査 役	加 藤 秀 俊	該当事項なし
監 査 役	池 田 勉	赤坂有限責任監査法人代表社員
監 査 役	吉 野 弦 太	のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士

なお、当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由 (辞任など)	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
佐藤 茂	2026年1月31日	辞任	代表取締役社長 タメニーエージェンシー 株式会社代表取締役社長
栗沢 研丞	2026年1月31日	辞任	取締役会長 タメニーエージェンシー 株式会社取締役
大谷 聡彦	2026年1月31日	辞任	取締役
渡瀬 ひろみ	2025年6月27日	任期満了	社外取締役
小村 富士夫	2025年8月31日	辞任	社外取締役

- (注) 1. 伊東大輔氏は、2026年2月1日付で、当社代表取締役社長に就任いたしました。
2. 取締役中畑裕子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役加藤秀俊、池田勉、吉野弦太の各氏は、社外監査役であり、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役加藤秀俊、池田勉、吉野弦太の各氏は、以下のとおり経営、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・加藤秀俊氏は、長年にわたる銀行での経験及び長年の経営者としての経験から金融、会計、経営に関する幅広い知見を有しております。
 - ・池田勉氏は、公認会計士資格を持ち、上場企業の監査役としての経験から金融、会計、経営に関する幅広い知見を有しております。
 - ・吉野弦太氏は弁護士資格を持つとともに金融庁・証券取引等監視委員会や検察庁をはじめとした行政機関における経験から、金融、財務に関する幅広い知見とともに法律、コンプライアンスに関する実践的な知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、2025年8月31日をもって社外取締役を辞任いたしました小村富士夫氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものであります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	48百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	9百万円 (9)
合 計 (うち社外役員)	11名 (6)	58百万円 (13)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、2025年6月27日に任期満了により退任した社外取締役1名、2025年8月31日に辞任により退任した社外取締役1名及び2026年1月31日に辞任により退任した取締役3名の在任中の報酬等の額が含まれております。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数には、取締役7名（うち社外取締役3名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

2. 取締役の支給人員には、2025年6月27日に任期満了により退任した社外取締役1名、2025年8月31日に辞任により退任した社外取締役1名及び2026年1月31日に辞任により退任した取締役3名を含み、無報酬の取締役4名（うち社外取締役2名）を除いております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。監査役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第5期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、基本報酬、変動報酬及び特別報酬で構成されております。基本報酬は、当年度の事業・体制・経営計画を評価の基準として、管掌範囲の役割、管掌部門の重要性や期待値、取締役の役職によって評価・決定しております。変動報酬は、前年度の事業・体制・業績を評価の基準として、管掌範囲の役割、管掌部門の成果・貢献によって評価・決定しております。特別報酬は、前年度の計画経常利益を超過した分を基準として、一定基準の割合と内訳で決定しております。

いずれも株主総会決議により定められた限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けて報酬の額を定めるものとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長（2026年1月31日辞任）佐藤茂が2025年6月27日（当社第21期定時株主総会開催日）に開催された取締役会の決議に基づき当事業年度にかかる取締役個人の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は取締役の個人別の基本報酬、変動報酬、特別報酬の決定であります。

取締役会が代表取締役社長にこの権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、代表取締役社長は各取締役の報酬を「③取締役及び監査役の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」に記載の内容に基づき決定すべきとしていること、各取締役からの異議申し出もないことから、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容は、方針に沿うものであると判断しております。

(注) 1. 当事業年度において、上記変動報酬及び特別報酬、退職慰労金並びに非金銭報酬等は支払っておりません。

2. 当事業年度において、社外役員は子会社等から報酬等を受けておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役横川泰之氏は、株式会社IBJ（以下、「IBJ社」といいます。）の常務取締役を兼職しております。当社は、IBJ社と同社が運営する結婚相談所連盟への加盟契約等の取引関係があります。なお、IBJ社は当社の主要株主であります。
- ・ 社外取締役常見哲明氏は、IBJ社の執行役員（従業員）を兼職しております。当社は、IBJ社と同社が運営する結婚相談所連盟への加盟契約等の取引関係があります。なお、IBJ社は当社の主要株主であります。
- ・ 社外取締役中畑裕子氏と当社との間には、特別な関係はありません。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ・ 2025年6月27日付で退任いたしました社外取締役渡瀬ひろみ氏は、株式会社アーレアの代表取締役です。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・ 2025年8月31日付で退任いたしました社外取締役小村富士夫氏は、株式会社SRIの代表取締役です。同社は、2026年3月31日時点で、当社の株式を99,000株保有しております。

- ・取締役澤田大輔氏及び取締役松本高一氏は、2026年3月27日付で社外取締役ではない取締役となりました。これは、両氏が取締役を務めているAIFCG社が同日付で当社の親会社となったことによるものです。
- ・社外監査役加藤秀俊氏は、2026年1月31日まで当社の子会社であるタメニーエージェンシー株式会社（同日付で監査役設置会社の定めを廃止）の監査役を兼任しておりました。
- ・社外監査役の池田勉氏は、赤坂有限責任監査法人代表社員であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役吉野弦太氏は、のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・2025年8月31日をもって辞任いたしました社外取締役小村富士夫氏と当社との間には、特別な関係はありません。なお、同氏は在任中、独立役員でありました。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 澤田 大輔 (※)	社外取締役就任以降当事業年度に開催された取締役会4回のうち、同氏が特別の利害関係を有する議案のみを議論し決議することを目的とした取締役会1回を除く3回全てに出席いたしました。AIFCG社の取締役としての様々な企業への投資実績並びに幅広い業界に対する知見及び経営経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただいております。
社外取締役 松本 高一 (※)	社外取締役就任以降当事業年度に開催された取締役会4回のうち、同氏が特別の利害関係を有する議案のみを議論し決議することを目的とした取締役会1回を除く3回全てに出席いたしました。AIFCG社の取締役としての様々な企業への投資実績並びに管理業務への幅広い知見及び経営経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただいております。
社外取締役 横川 泰之	同氏が社外取締役に就任した2026年1月28日以降当事業年度に開催された取締役会4回全てに出席いたしました。婚活業界のリーディングカンパニーであるI B J社の取締役をはじめとする様々な企業の経営者として得られた婚活業界における幅広い知見を当社の事業運営に活かしていただくことを期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただいております。
社外取締役 常見 哲明	同氏が社外取締役に就任した2026年1月28日以降当事業年度に開催された取締役会4回全てに出席いたしました。婚活業界のリーディングカンパニーであるI B J社の執行役員及び同社関連企業の経営者として得られた婚活業界における幅広い知見を当社の事業運営に活かしていただくことを期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただいております。
社外取締役 中畑 裕子	同氏が社外取締役に就任した2025年6月27日以降当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。人材サービス業を展開するベンチャー企業において創業、事業拡大等の様々なフェーズで責任者としてその手腕を発揮されてきたこと、複数の上場会社において社外取締役をご経験されてきたことから、これらにより得られた知見を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただいております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 小村 富士夫	2025年8月31日辞任までの当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただいております。

- ※ 取締役澤田大輔氏及び取締役松本高一氏は、2026年3月27日付で社外取締役ではない取締役となりました。これは、両氏が取締役を務めているAIFCG社が同日付で当社の親会社となったことによるものです。

	出席状況及び発言状況
社外監査役 加藤 秀俊	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。金融、会計、経営に関する幅広い知見に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、常勤監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では議長となり、社外監査役として適宜発言を行っております。
社外監査役 池田 勉	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。同氏は、公認会計士としての会計に関する専門的知見に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。
社外監査役 吉野 弦太	当事業年度に開催された取締役会14回のうち7回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士である同氏は、法律の専門家としての豊かな経験、高い見識と、コンプライアンス違反や反社会的勢力対応に関連する事案等の豊富な経験に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。

③ 役員報酬等の総額

〔(4) 取締役及び監査役の報酬等 ①当事業年度に係る報酬等の総額〕に記載のとおりであります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,126,716	流 動 負 債	2,919,785
現金及び預金	3,115,059	買掛金	126,130
売掛金	848,873	短期借入金	655,167
貯蔵品	1,170	1年内返済予定の長期借入金	1,751,479
前払金	13,288	未払金	171,174
前払費用	109,613	未払消費税等	23,284
その他	75,078	未払法人税等	3,497
貸倒引当金	△36,366	未払費用	22,338
固 定 資 産	982,273	預り金	6,808
有 形 固 定 資 産	367,643	前受金	105,879
建物	662,566	資産除去債務	13,434
減価償却累計額	△329,181	移転損失引当金	17,447
建物（純額）	333,384	その他	23,141
工具、器具及び備品	234,220	固 定 負 債	1,055,195
減価償却累計額	△199,961	長期借入金	826,469
工具、器具及び備品（純額）	34,258	資産除去債務	228,726
その他	40,094	負 債 合 計	3,974,981
減価償却累計額	△40,094	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	276,531	株 主 資 本	1,134,009
のれん	168,935	資本金	50,000
ソフトウェア	88,626	資本剰余金	1,349,040
ソフトウェア仮勘定	15,844	その他資本剰余金	1,349,040
商標権	3,124	利 益 剰 余 金	△264,971
投資その他の資産	338,098	その他利益剰余金	△264,971
関係会社株式	5,000	繰越利益剰余金	△264,971
長期貸付金	127,664	自 己 株 式	△59
敷金	284,303		
長期前払費用	11,796		
繰延税金資産	36,998		
貸倒引当金	△127,664		
資 産 合 計	5,108,990	純 資 産 合 計	1,134,009
		負 債 純 資 産 合 計	5,108,990

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,036,249
売 上 原 価		1,976,968
売 上 総 利 益		4,059,280
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,977,968
営 業 利 益		81,312
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,317	
そ の 他	558	4,876
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49,337	
支 払 手 数 料	4,529	
そ の 他	68	53,935
経 常 利 益		32,253
特 別 利 益		
債 務 消 滅 益	12,208	12,208
特 別 損 失		
減 損 損 失	291,898	
移 転 損 失 引 当 金 繰 入 額	17,447	309,346
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△264,884
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,497	
法 人 税 等 調 整 額	△47,397	△43,900
当 期 純 損 失 (△)		△220,984

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

タメニー株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

西村大司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

角 真一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タメニー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行なわれた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の方針の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

タメニー株式会社 監査役会
常勤社外監査役 加藤 秀俊 ㊟
社外監査役 池田 勉 ㊟
社外監査役 吉野 弦太 ㊟

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件①（本店所在地の変更）

1. 提案の理由

当社は、2026年3月27日付でAIFCG社の連結子会社となりました。これに伴い、今後はAIFCG社及び同社グループ会社との更なる連携強化のもと収益拡大を加速させるため、今般、当社親会社であるAIFCG社と近接した場所に本店を置くこととし、2026年7月1日付で、現行定款第3条（本店の所在地）を変更し、本店を東京都港区とするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都 <u>品川区</u> に置く。	第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。

第2号議案 定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）

1. 提案の理由

当社は、第1号議案「定款一部変更の件①（本店所在地変更）」1. 提案の理由に記載のとおり、2026年3月27日付でAIFCG社の連結子会社となりました。こうしたなか、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、中長期的な企業価値の向上を図るため、本定時株主総会終結の時をもって現行定款の一部を変更し、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本議案による定款一部変更は、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決された場合に有効とします。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査役</u></p> <p><u>（3）監査役会</u></p> <p><u>（4）</u>会計監査人</p>	<p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>（3）</u>会計監査人</p>
<p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(第2項および第3項は省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p> <p>(第2項および第3項は現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員または補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、在任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役の決議の省略) 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的事項である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的事項である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> 第29条～第37条 (条文省略)</p>	<p>(すべて削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行<u>(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員の選定)</u> 第30条 監査等委員会はその決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会招集の通知)</u> 第31条 監査等委員会招集の通知は会日より3日前までに各監査等委員に対し発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> 第32条 監査等委員会に関する事項は監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人 第 <u>38</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第 <u>33</u> 条～第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 <u>40</u> 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が <u>監査役会</u> の同意を得てこれを定める。	(会計監査人の報酬等) 第 <u>35</u> 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が <u>監査等委員会</u> の同意を得てこれを定める。
第7章 計算 第 <u>41</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第7章 計算 第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第22期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、第22期定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお第22期定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、下表に記載の取締役6名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

なお、第2号議案が可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。この場合、本議案に記載された取締役候補者はいずれも監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 1 (再任) 伊東 ^{いとう} ^{だいすけ} 大輔 (1979年9月20日生)

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
 - 2005年3月 福岡工業大学工学部卒業
 - 2005年4月 フィールズ株式会社
(現、円谷フィールズホールディングス株式会社) 入社
 - 2018年9月 当社入社
 - 2025年6月 当社取締役
 - 2025年8月 タメニーエージェンシー株式会社取締役
 - 2026年1月 タメニーエージェンシー株式会社代表取締役社長 (現)
 - 2026年2月 当社代表取締役社長 (現)
2. 所有する当社の株式数 6,300株
3. 取締役候補者とした理由

伊東大輔氏は、東京証券取引所市場第一部 (現、プライム市場) 上場の総合エンタテインメント企業において長年 I R 業務に従事し、そこで得た知見やノウハウを活かし、当社入社後は広報・I R 部門を基軸に、経営企画部門、経理部門、総務部門、人事部門などコーポレート本部の各部門のマネジメントを担当してまいりました。また、2026年2月からは代表取締役社長に就任し、事業部門を含め会社全体を指揮・監督してまいりました。

このような経歴により、当社の経営及び事業に対し高い見識を有していると考えており、今後の経営課題への早期対応に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号2 (新任) ^{かつら}桂 ^{ゆうと}雄人アラン (1991年7月4日生)

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2014年3月 慶應大学法学部卒業

2014年4月 株式会社電通入社

2016年8月 株式会社M&I Consulting Firm入社

2019年1月 A&A Consulting株式会社創業 代表取締役社長 (現)

2. 所有する当社の株式数 0株

3. 取締役候補者とした理由

桂雄人アラン氏は、大手広告代理店及び保険代理店での勤務から販売促進、マーケティング戦略および顧客コミュニケーションに関する経験を活用し、保険代理店運営会社を創業し現在も代表取締役社長として経営に携わっております。

当社においては、同氏の有するマーケティングと経営の双方にまたがる実践的な知見を活かし、営業戦略、顧客本位のサービス提供、新規顧客開拓等に関して有益な助言をいただくとともに、中長期的な成長に向けた議論の充実および取締役会の監督機能の強化に寄与いただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号3 (再任) 佐藤^{さとう} 壮悟^{しょうご} (1994年9月20日生)

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2017年3月 関東学院大学経済学部卒業

2017年4月 当社入社

2025年6月 当社取締役(現)

2. 所有する当社の株式数 0株

3. 取締役候補者とした理由

佐藤壮悟氏は、当社に新卒社員として入社後、婚活事業本部にて接客業務及びマーケティング業務を担い、その後、社長室室長、ウェディング事業本部の事業企画部長を経て昨年6月に当社取締役に就任しました。同氏はこれまでマーケティングの最適化、ITを活用した業務効率化、ウェディング事業における新ブランド「ラフスタ」の立ち上げ等を推進してまいりました。

このような経歴により、マーケティング及びウェディング事業に対して幅広い経験と高い見識を有し今後の経営課題への早期対応に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号4 (再任) ^{まつもと}松本 ^{こういち}高一 (1980年3月26日生)

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
 - 2003年9月 株式会社AGSコンサルティング 入社
 - 2006年1月 新光証券株式会社 (現 みずほ証券株式会社) 入社
 - 2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社
 - 2014年10月 SMBC日興証券株式会社 入社
 - 2017年9月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役
 - 2018年8月 株式会社アップピア 代表取締役 (現)
 - 2023年4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役 (監査等委員) (現)
 - 2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社
取締役副社長 (現)
 - 2025年3月 株式会社ショーケース 取締役
 - 2026年1月 Reyuu Japan株式会社 社外取締役 (現)
 - 2026年1月 タメニー株式会社 取締役 (現)
 - 2026年1月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 取締役 (現)
 - 2026年1月 株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役 (現)
 - 2026年4月 株式会社ショーケース 代表取締役社長 (現)
2. 所有する当社の株式数 0株
3. 取締役候補者とした理由

松本高一氏は当社親会社であるAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の取締役副社長であり、同時に多様な企業で代表取締役社長や社外取締役、社外監査役を兼任しており、企業経営に関する幅広い知見はもとより、地域の金融機関及び地方自治体とのネットワークや、SNSマーケティング及びIT/DXに係る深い知見を有しております。こうしたことから、当社の経営に対して適切な助言・監督を行うことが期待でき、企業価値向上につながるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号5 (新任) ^は ^せ ^が ^わ ^な ^お ^き 長谷川 直紀 (1982年9月1日生)

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2013年4月 株式会社コムニコ入社
- 2014年10月 株式会社コムニコ取締役
- 2018年6月 株式会社ラバブルマーケティンググループ執行役員
事業統括管掌
- 2022年6月 株式会社ラバブルマーケティンググループ取締役 (現)
- 2022年6月 株式会社コムニコ代表取締役 (現)

2. 所有する当社の株式数 0株

3. 取締役候補者とした理由

長谷川直紀氏は、株式会社コムニコの代表取締役であり、また、株式会社ラバブルマーケティンググループの創業当時より株式会社コムニコの取締役として事業に携わってきました。

当社においては、同氏がこのような経歴により得られた豊富な経験と知見に基づき事業の企画および運営について有益な助言をいただくとともに、中長期的な成長に向けた議論の充実および取締役会の監督機能の強化に寄与いただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号6 (再任) ^{よこがわ}横川 ^{やすゆき}泰之 (1981年1月31日)

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2009年10月 株式会社アイヴィジョン 代表取締役社長
2012年3月 株式会社スタイル・エッジ 取締役副社長
2016年6月 株式会社IBJ入社
2016年10月 株式会社IBJラウンジ 事業部統括マネジャー
2017年3月 株式会社IBJ 取締役
2018年1月 株式会社IBJ イベント事業部統括
2019年1月 株式会社サンマリエ 代表取締役
2022年4月 株式会社IBJコミュニティ 事業本部統括
2023年1月 株式会社セルフフィット 代表取締役会長
2023年1月 株式会社サロンセルフフィット 代表取締役会長
2023年1月 株式会社IBJ FP事業部統括
2023年3月 株式会社ZWEI 代表取締役副社長
2024年1月 株式会社オーネット 社外取締役 (現)
2024年10月 株式会社IBJ 営業本部統括 (現)
2024年12月 株式会社IBJ 加盟店本部統括 (現)
2026年1月 当社社外取締役 (現)
2026年3月 株式会社IBJ 常務取締役 (現)

2. 所有する当社の株式数 0株

3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

横川泰之氏は当社主要株主である株式会社IBJの取締役であり、これまで株式会社アイヴィジョン、株式会社サンマリエ、株式会社セルフフィット、株式会社ZWEI等の代表取締役を務めてこられました。

当社においては、同氏がこのような経歴により企業経営に関する幅広い知見はもとより婚活業界全体に係る深い知見を有しており、当社の経営に対して適切な助言・監督を行い当社社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。
2. 伊東大輔氏、桂雄人アラン氏、佐藤壮悟氏、松本高一氏、長谷川直紀氏及び横川泰之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、横川泰之氏との間で会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、横川泰之氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を保険会社が填補するものであります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2026年11月30日に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定です。
5. 横川泰之氏は、社外取締役候補者であります。
6. 横川泰之氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5か月となります。
7. 澤田大輔氏、常見哲明氏及び中畑裕子氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任します。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）」が原案どおり可決されることを条件に提案するものであります。

第2号議案が原案どおり可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。これにともない、監査等委員である取締役として以下に記載の3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

候補者番号1	(新任) 久保 ^{くぼ} 隆 ^{たかし} (1954年11月7日生)
--------	------------------------------------------------------

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1988年4月 大阪弁護士会弁護士登録森田宏法律事務所
(現天満総合法律事務所) 入所
1994年1月 同事務所パートナー (現)
2023年6月 ミライドア株式会社社外取締役
2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社社外取締役
(監査等委員) (現)
2025年3月 株式会社ショーケース社外取締役 (監査等委員) (現)
2025年6月 ミライドア株式会社監査役 (現)
2026年1月 株式会社ラバブルマーケティンググループ取締役 (現)
2. 所有する当社の株式数 0株
3. 監査等委員である取締役候補者とした理由
久保隆氏は、2026年4月より当社の親会社となったAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の社外取締役 (監査等委員) であります。同氏を取締役 (監査等委員) 候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

候補者番号2 (新任) 鵜川^{うがわ} 太郎^{たろう} (1976年1月14日生)

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
 - 2008年11月 株式会社コムニコ取締役
 - 2010年7月 株式会社オルトプラス取締役
 - 2014年8月 株式会社ラバブルマーケティンググループ取締役 (現)
 - 2015年1月 ALT PLUS VIETNAM Co., Ltd. President
 - 2015年4月 株式会社SHIFT PLUS取締役
 - 2023年4月 株式会社プレイシंक取締役
 - 2024年4月 株式会社リルーデンス代表取締役 (現)
 - 2024年5月 株式会社ABAL社外取締役 (現)
 - 2025年3月 株式会社ショーケース社外取締役 (現)
2. 所有する当社の株式数 0株
3. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
鵜川太郎氏を社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由は、長年にわたり上場企業の経営に携わり、グループ経営に関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

候補者番号3 (新任) 深川^{ふかがわ} 裕季^{ゆうき} (1991年10月7日生)

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
 - 2014年12月 PWCあらた有限責任監査法人入所
 - 2016年7月 有限責任監査法人トーマツ入所
 - 2020年10月 株式会社R i v 代表取締役社長 (現)
 - 2021年6月 株式会社ギミック社外監査役
 - 2021年11月 アコード税理士法人代表税理士 (現)
 - 2022年7月 J E S C Oホールディングス株式会社執行役員経理部長
 - 2024年12月 ペンタ・サンクリー株式会社社外取締役 (現)
2. 所有する当社の株式数 0株
3. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
深川裕季氏を社外取締役(監査等委員)候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、会計分野における豊富な経験、高い見識と知識を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。
2. 久保隆氏、鵜川太郎氏及び深川裕季氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鵜川太郎氏及び深川裕季氏の新任が承認された場合は、各氏との間で会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を保険会社が填補するものであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2026年11月30日に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定です。
5. 鵜川太郎氏及び深川裕季氏は、社外取締役候補者であります。
6. 鵜川太郎氏及び深川裕季氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

・ご参考：役員のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第2号議案、第3号議案および第4号議案がすべて原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び各役員の有する主な知識、経験、能力及び専門性は、以下のとおりです。

区分	氏名	企業 経営	営業・ マーケ ティング	I T ・DX	業界の 経験 ・知見	財 務 計 会	ガバナンス ・リスク マネジメント	
監 査 等 委 員 で な い	社 内	伊東大輔	●			●	●	
		桂雄人アラン	●	●	●		●	
		佐藤壮悟		●	●	●		
		松本高一	●		●		●	
		長谷川直紀	●	●	●			
社 外	横川泰之	●	●		●			
監 査 等 委 員	社 内	久保隆					●	
		社 外	鶴川太郎	●			●	
			深川裕季				●	

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本選任の効力につきましては就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者

かきぬま ゆういち
柿沼 佑一 (1977年11月16日生)

1. 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2005年4月 最高裁判所司法研修所入所
2007年1月 埼玉弁護士会弁護士登録
高篠法律事務所（現高篠・柿沼法律事務所）入所
2010年10月 同事務所パートナー（現）
2015年6月 株式会社ツツミ社外取締役
2017年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現）
2021年3月 ラクオリア創薬株式会社社外取締役（監査等委員）（現）
2025年3月 株式会社ショーケース社外取締役（監査等委員）（現）
2026年1月 株式会社ラバブルマーケティンググループ社外取締役（現）
2. 所有する当社の株式数 0株
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
柿沼佑一氏を補欠の社外取締役（監査等委員）候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

- (注) 1. 柿沼佑一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柿沼佑一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 柿沼佑一氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を保険会社が填補するものであります。候補者の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2026年11月30日に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定です。
 5. 柿沼佑一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額24,000千円以内）とさせていただきますと存じます。

当社における第22期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の概要は、事業報告「2. 会社役員の状況（4）取締役及び監査役の報酬等③取締役及び監査役の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

また、報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）」が原案どおり可決され定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を、年額24,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

第2号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件②（監査等委員会設置会社への移行等）」が原案どおり可決され定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 剰余金処分の件

1. 提案の理由

今後の資本政策の柔軟性を確保するとともに、財務体質の健全化を図るため、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少させ、その同額を繰越利益剰余金に振り替えることといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

2. 剰余金処分の内容

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 264,971,900円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 264,971,900円

3. 効力発生日

2026年6月30日

以上

株主総会会場ご案内図

会場 〒106-0032
東京都港区六本木一丁目9-9
六本木ファーストビル14階会議室

電話番号 03-6747-5165

交通機関 六本木一丁目駅（東京メトロ南北線）から徒歩4分
神谷町駅（東京メトロ日比谷線）から徒歩10分

- ※ 右のQRコードから周辺地図を閲覧することができます。
- ※ ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にご連絡いただけますと幸いに存じます。

